

(案)

平成 28 年度「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書
「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」総括評価（概要）

1 川崎市子どもを虐待から守る条例第 21 条による議会への報告

毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものです。

2 児童相談所における児童虐待相談・通告の状況

- (1) 相談・通告件数の年度別推移 2,134 件（前年度比 214 件増）
- (2) 相談・通告の種別 心理的虐待が最も多く、半数以上（1,237 件）を占める。
- (3) 相談・通告の年齢内訳 虐待を受けている子どもの約 8 割は小学生以下
- (4) 相談・通告の経路 警察等からの相談・通告（862 件）が最も多い。
- (5) 相談・通告の主な虐待者 実母（1,182 件）が最も多く、半数以上を占める。
- (6) 相談・通告の区別内訳 川崎区（538 件）、中原区（351 件）、高津区（292 件）、幸区（282 件）、宮前区（241 件）、多摩区（224 件）、麻生区（199 件）
- (7) 虐待相談への対応状況 面接指導（在宅による継続的な指導）が全体の約 9 割を占める。
- (8) 出頭要求、立入調査等の実施状況 援助要請 6 件、保護者指導勧告 1 件があった。
- (9) 一時保護の実施状況 虐待によるものが約 6 割を占める。

3 区役所における児童虐待相談・通告の状況

- (1) 相談・通告の種別 741 件（前年度比 127 件増）
- (2) 相談・通告の年齢内訳 虐待を受けている子どもの約 7 割は小学生未満
- (3) 相談・通告件数の区別受付件数 川崎区（243 件）、幸区（100 件）、高津区（91 件）、麻生区（83 件）、宮前区（82 件）、中原区（78 件）、多摩区（64 件）
- (4) 相談・通告の経路 保健福祉センターからの相談・通告（382 件）が最も多い。
- (5) 相談・通告の主な虐待者 実母（572 件）が最も多く、約 8 割を占める。
- (6) 要保護児童対策地域協議会取扱件数 川崎区（706 件）、幸区（558 件）、高津区（469 件）、多摩区（392 件）、中原区（390 件）、麻生区（347 件）、宮前区（273 件）

4 児童虐待防止等の子育て施策の取組について

「児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」に基づく施策を具体化するために策定した「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」に示す事業の、平成 28 年度における取組状況を記載（概ね目標を達成）

- (1) 地域での子育て支援の充実：ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力向上の推進、関係機関・団体等とのネットワーク会議の開催、子育て機関が実施する地域子育て支援事業への支援
- (2) 虐待の発生予防策の推進：母子健康手帳交付時等の機会をとらえた相談支援、母子保健事業を通じた普及啓発の推進、乳児家庭全戸訪問事業等による相談・支援ニーズの把握、関係機関との協働による児童虐待防止に向けた啓発活動の実施
- (3) 早期発見・早期対応の充実：乳幼児健診未受診者に対する支援、支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施、「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携、情報共有の推進
- (4) 専門的支援の充実・強化：区役所・児童相談所・児童養護施設・里親等の連携による専門的な支援の充実、療育・障害・教育部門と連携した総合的支援体制の推進
- (5) 社会的養護の充実：児童福祉施設等に措置された児童の処遇向上のための支援の充実、家庭的養護の推進、自立支援計画に基づく適切な支援
- (6) 地域連携・広域連携等の強化：要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの充実、県内自治体との連携強化、県域を超えた広域連携の強化
- (7) 人材育成の推進：各職場、職種ごとの OJT、OFF-JT の実践、児童相談所及び区保健福祉センターにおける新人・新任職員研修のあり方検討、保健・医療・福祉等専門職の人材育成の推進

5 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画の計画期間の総括評価について

本計画は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で計画期間としていることから、次期計画策定に向けた課題等の整理を含めて、平成 28 年度までの 4 年間について総括評価を行いました。総括評価の結果としては、目標を概ね達成できたものと考えており、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、地域の関係機関との連携などを推進することができました。

平成 30 年度からの次期計画の策定については、社会情勢の変化、総括評価における課題、及び児童福祉法等の改正内容を踏まえるとともに、川崎市総合計画第 2 期実施計画の計画期間に合わせ平成 30 年度から平成 33 年度までの計画とする予定です。